#### Ⅱ 申告書の作成例等

1 「国税庁ホームページ」を利用した申告書の作成

# 国税庁ホームページへアクセス!

贈与により取得した財産などを入力! 税額が自動計算され申告書作成に便利!

~国税庁ホームページを利用した申告書の作成手順~

I 生年月日や贈与により取得した財産などを入力します (17ページ参照)。



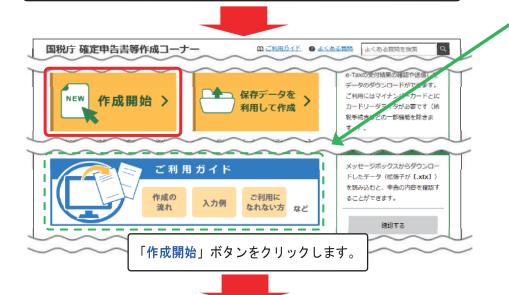
Ⅱ e-Taxでデータ送信又は印刷して税務署に郵送等で提出します。

○ 具体的な操作方法等は、次のとおりです。

国税庁ホームページ ※この画面は令和元年10月現在のものです。



国税庁ホームページの「<u>確定申告書等の作成はこちら</u>」をクリックします。



#### ご利用ガイド

「ご利用ガイド」では、【作成の流れ】、【入力例】や【ご利用になれない方】などを掲載しています。 なお、【入力例】では、この冊子の以下の事例について「国税庁ホームページ」で申告書を作成する場合の具体的な入力例を掲載しています。

【事例1・2】 → 「一般の贈与の場合(26・28ページ) → 「一般の贈与の場合(暦年課税)編」 「配偶者控除の特例の適用を受ける場合編」 「相続時精算課税の適用を受ける場合編」 「住宅取得等資金の非課税の適(36・38ページ) → 適用を受ける場合編」

また、相続時精算課税を選択し、 特定贈与者が5名以上いる場合や住 宅取得等資金の非課税の適用を受け る財産の贈与者が3名以上いる場合 などは、国税庁ホームページを利用 して申告書を作成することはできま せん。

詳しくは、【ご利用になれない 方】をご確認ください。

e-Tax・書面提出の選択やパソコン等の環境確認などの画面に順次進みますので、画面の 案内に従って操作し、作成する申告書等の選択 画面へ進みます。 16ページへ

※ お使いのパソコン等の環境により、国税庁ホームページを利用して申告書を作成することができない場合があります。

#### 【入力例】「国税庁ホームページ」を利用して申告書(暦年課税)を作成する場合

私(28歳)は、父から令和元年10月23日に現金500万円の贈与を受けました。 「特例税率」(2ページ参照)を適用した暦年課税の申告書を、「<mark>国税庁ホームページ</mark>」を利用し て作成します(「特例税率」は、生年月日及び贈与者の続柄を入力すると自動で選択されます。)。

#### はじめに

● 作成する申告書等の選択 画面で、贈与税を選択します。



\*\* 作成する申告書等の選択 画面へのアクセス方法については、 15ページを参照してください。

この事例では、贈与税の申告書を作成しますので、

NUMBER OF THE PROPERTY OF T

をクリックしてください。

② 贈与税の申告書の作成を開始する前に 画面で、利用する作成コーナー の種類を選択します。

贈与税の申告書作成開始(贈与税の申告書作成コーナーへ)

土地等の評価明細書作成開始(土地等の評価明細書作成コーナーへ)

土地(地目が宅地)の贈与を受けた方で、路線価 方式により評価を行うなど、一定の場合に該当する 方は、「土地等の評価明細書作成コーナー」を利用 して財産の評価を行うことができます。

● 作成開始 画面で、住宅取得等資金の非課税の適用の有無を選択します。

この事例では、住宅取得等資金の非課税の適用を 受けませんので、 クしてください。 「非課税の適用を受けない場合」をクリッ

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合には、住宅取得等資金の非課税の適用を受けない財産がある場合であっても 住宅取得等資金の非課税の適用を受けない財産がある場合であっても 住宅取得等資金の非課税の適用 を クリックします。

## I 生年月日や贈与により取得した財産などを入力します。

## 提出方法の選択等画面で、生年月日等を入力し、 人力終了(次へ) > をクリックします。



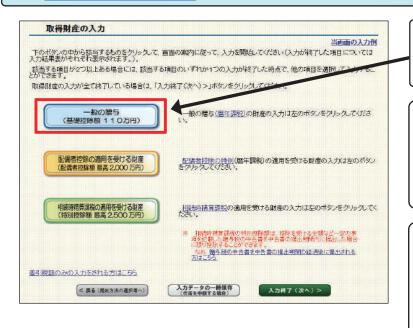
作成する申告書等の提出方法を選択して ください。

申告される方(財産を取得した方)の生 年月日を入力してください。

入力した生年月日により、平成31年1月 1日において20歳以上か判定します。

入力が終わったら、<mark>入力終了(次へ)></mark>をクリックしてください。

# 2 取得財産の入力画面で、課税方式などを選択します。

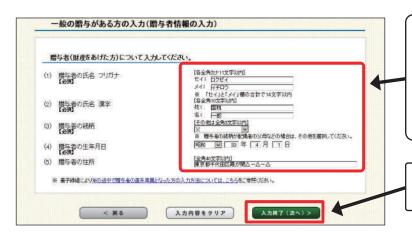


贈与税の配偶者控除の特例(65ページ参照)の適用を受ける財産を入力する場合には、 電局経験の適用を受ける財産をクリックします。

相続時精算課税(4ページ参照)の適用 を受ける財産を入力する場合には、

相続時精算課税の適用を受ける財産 (特別控除額 陽高 2.500 万円) をクリックします。

## ● 一般の贈与がある方の入力(贈与者情報の入力) 画面で、贈与者の氏名や 住所などを入力し、入力終了 (次へ) > をクリックします。

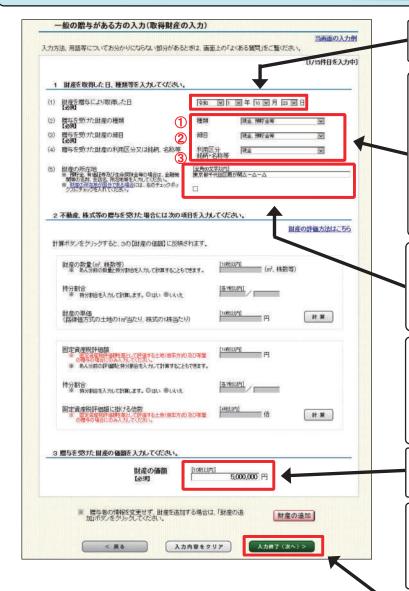


贈与者(財産をあげた方)の氏名(フリガナ・漢字)、続柄、生年月日及び住所を入力(選択)してください。

選択した続柄により、贈与者(財産をあげた方)が申告される方(財産を取得した方)の直系尊属か判定します。

入力が終わったら、<mark>入力終了(次へ)></mark>をクリックしてください。

# → 一般の贈与がある方の入力(取得財産の入力) 画面で、贈与により取得した財産の種類や金額などを入力し、▲プクラン をクリックします。



贈与を受けた年月日を選択してください。

贈与を受けた財産の①種類、②細目、③ 利用区分又は銘柄・名称等を選択してくだ さい。

この事例では、贈与を受けた財産は現金ですので、①種類、②細目については「現金、預貯金等」を選択し、③利用区分又は銘柄・名称等については「現金」を選択します。

贈与を受けた財産の所在地を入力してください。

なお、財産の所在地が国外である場合に は、チェックボックスをチェックします。

贈与を受けた財産が不動産、株式等である場合には、数量や単価などを入力し、計算をクリックすることにより、「財産の価額」欄に計算結果を表示させることができます。

贈与を受けた財産の価額を入力してください。

同じ贈与者からほかにも財産の贈与を受けている場合には、**財産の追加**をクリックし、同様の操作により贈与を受けた財産の入力を行ってください。

入力が終わったら、<mark>入力終了(次へ)></mark>をクリックしてください。

### **5** 取得財産の入力(一般の贈与) 画面で、入力内容を確認します。



③及び④の画面で入力した内容が表示されますので、確認してください。

なお、**修正** 又は**削除** をクリックすることにより、入力内容の修正や削除ができます。

同じ贈与者から他の財産の贈与を受けている場合は、 一般の贈与(暦年課税)の財産を追加する をクリックすることにより、 ②の画面が表示されますので、同様の操作により入力を行ってください。

確認が終わったら、<mark>入力終了(次へ)></mark>をクリックしてください。

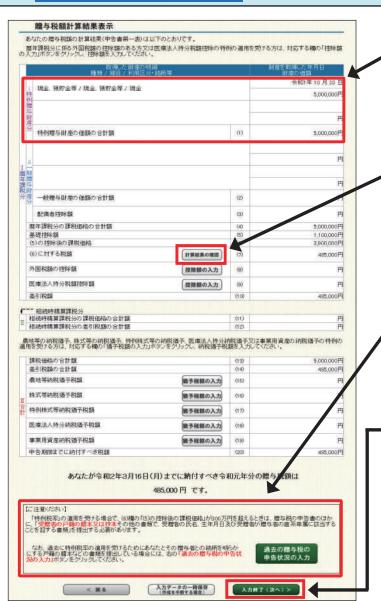
## **⑥** 取得財産の入力 画面で、入力漏れがないか確認します。



他の贈与者から贈与を受けた財産で、暦年 課税の適用を受けるものがある場合には、 贈与者を追加する をクリックすることにより、③及び④の画面が表示されますので、同様の操作により入力を行ってください。

確認が終わったら、<mark>入力終了(次へ)></mark>をクリックしてください。

### ● 贈与税額計算結果表示 画面で、贈与税額の計算結果を確認します。



贈与を受けた財産について入力した内容が 表示されているか確認してください。

計算結果の確認 をクリックすると、(7)欄の「(6)に対する税額」の計算方法等が確認できます。この事例では、「特例税率」を適用して計算された贈与税額が表示されます。

過去の年分において、同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を受けるため 贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、過去の贈与税の申告状況を 入力してください。

なお、この場合には、当該書類を重ねて提 出する必要はありません。

詳しくは2ページをご覧ください。

確認が終わったら、<mark>入力終了(次へ)></mark> をクリックしてください。

住所・氏名等の入力 画面で、住所・氏名・マイナンバー(個人番号)などを入力します。

Ⅲ 画面の案内に従って操作を進めます。e-Taxの場合は、申告書等のデータを送信してください。 書面提出の場合は、申告書等を印刷して郵送等により税務署に提出してください。